

福島県中部経営者協会
会長 阿 部 晃 造 様

要 請 書

平成31年 2月15日

郡山労働基準監督署長 塩 原 哲 朗



郡山公共職業安定所長 渡 辺 隆



福島県県中地方振興局長 林 昭 彦



郡 山 市 長 品 川 萬 里



郡山地域における「働き方改革（魅力ある職場づくり）」に 向けた取組の推進について

日頃から郡山地域の産業の発展並びに雇用機会の確保及び労働行政の運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、郡山地域においては、少子高齢化、東日本大震災・原発事故による避難が長期化する中で、人口が減少し、様々な分野で人手不足が顕在化しており、平成30年12月の有効求人倍率が1.89倍と過去最高の水準で推移するなど人材不足問題が深刻化しております。

このため、国、福島県、郡山市では、総力をあげて人材確保対策に取り組んでおりますが、企業が求める人材の入職を促進し、その定着を図っていくためには、企業自らが「働き方改革（魅力ある職場づくり）」に向け雇用管理を改善し、労働者が「働きがい・働きやすさ」を実感できる職場づくりを行うことが重要であると考えております。

人口構造変化が著しい中、国連が示す、豊かで潤いある持続的発展を目指す「エスディージーズ SDGs」の達成に向けた取組として「働き方改革」を実現していくためには、日本の企业文化、日本人のライフスタイル、日本人の「働く」ことに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直していく必要があります。

各々の企業においては、長時間労働を改善し、年次有給休暇の取得しやすい雰囲気を醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行っていただくことが大切です。

つきましては、貴団体におかれましても、「働き方改革」の趣旨をご理解いただき、時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進、正社員転換の制度化、女性の積極的な幹部登用や職域拡大、イクボス宣言の促進など、貴団体の実情に応じて「働き方改革（魅力ある職場づくり）」の推進に取り組んでいただきますよう要請いたします。

また、併せて貴団体の傘下団体・企業等に対する周知啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

1 「働き方改革（魅力ある職場づくり）」について

ＩＣＴ、ＡＩ等の新技術を活用した生産性の向上による過重労働の解消や各種休暇制度の充実と年次有給休暇の取得促進等の「働き方改革」、テレワーク、フレックスタイム制や勤務間インターバル制度の導入等による職業生活と家庭生活の両立支援対策など「魅力ある職場づくり」の推進をお願いいたします。

また、働き方改革関連法の周知と支援策の活用を図られますようお願いいたします。

2 正社員雇用の拡大と待遇の改善等について

若年層をはじめとした非正規労働者の正社員への転換、賃金・教育訓練、福利厚生、労働分配率の適正な上昇等、待遇の改善についてご配慮を賜るとともに、新たな採用に当たっては、正社員求人票の提出についてもご検討をお願いいたします。

また、勤務地限定、職務限定、勤務時間限定などの「多様な正社員」への転換制度の導入等についてもご検討をお願いいたします。

3 女性・高齢者・障がい者等の積極的な登用について

あらゆる分野において、女性や高齢者、障がい者等が、その個性を十分に発揮することは、地域社会を活性化させていく大きな力になると考えられることから、働きやすい就業時間の設定や労働環境の見直し、適正業務の見直しなどを行い、積極的に登用の場を創出するようご検討をお願いいたします。

また、子育てと生計の維持を一人で担っている「ひとり親」等の就労困難者の優先的な雇用にご配慮をお願いいたします。

さらに、国の子育てサポート企業としての「くるみん認定」や女性活躍推進としての「えるぼし認定」、福島県の「働く女性応援」中小企業認証などの制度をご活用いただきますようお願いいたします。

4 ワークライフバランス（ＷＬＢ）の実現について

労働者が健康でいきいきと働きつづけることができ、安心して妊娠や出産、子育て、介護などの家庭生活ができるよう育児休業や子の看護休暇、介護休業や介護休暇などが取得しやすい職場環境の整備に努めるなど「ワークライフバランス」の実現や「イクボス宣言」等の取組の推進をお願いいたします。